

## 税務あれこれ②

今月は退職金の税務について触れておきます。

Q. 社長を辞任した時に貰える退職金はどれくらいですか？また社長から会長になるような話を良く聞きますが、そうしても役員報酬は取れるのですか？

A.

### 1. 退職金について

退職金は、「退職する際に雇い主から退職者に支給される金銭」という意味ですが、今回のテーマでもそうであるように従業員に支給される退職金ではなく、役員に支給される退職金がしばしば問題になります。

役員退職慰労金規程を作り、支給方法・支給金額・功労加算金をルールとして決めます。また、当規定では死亡退職の場合の受け取りや弔慰金も触れます。

### 2. 税務上の退職金

では税務上はどのように解釈するのか。上記役員退職慰労金規程が備わっていれば、支給される退職金が過大でなければ規定通りで良いでしょう。

しかし、通常は規定がない会社も多いはず。その際は皆様も聞いた事があるかも知れませんが、

$$\text{最終報酬月額} \times \text{勤続年数} \times \text{功績倍率}$$

となります。それぞれ非常勤であった場合や功績倍率など、検討事項はあるものの、この基準に則っていれば税務上はOKです。功労加算金を入れるともう少し多くても可です。

ご質問の二つ目に社長から会長に、という内容があります。これは難しい言葉で分掌変更と言います。つまり籍は残すが退職金を受給できる、というものです。合法的に認められた手法なのですが、大凡3つの例があります。(法人税基本通達9-2-32)

- ① 常勤役員が非常勤役員になったこと
- ② 取締役が監査役になったこと
- ③ 分掌変更の後におけるその役員の給与が激減（50%以上の減少）したこと

ご質問のケースもそうですが、通常は③でしょう。多くの中堅中小企業ではこのスタイルを採っています。では、多くの企業が50%にしているのかというと、そうではありません。あくまでも変更する時に、退職金として損金計上したい場合は50%以上の減が必要ですが、退職金を支給しなくても良い、あるいは退職金を支給してもその退職金が役員賞与でも良いとなれば減額する必要はないのです。でも税金が付いて来るという意味では、考えた方が良いでしょう。

税務レポート 2010.6.1号

税理士法人CFTパートナーズ

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL : 06-6228-3345 FAX : 06-6228-3346

E-mail : mail@cft-partners.jp http://www.cft-partners.jp